

安保法制違憲東京国賠訴訟 裁判官忌避申立理由書を読む

2018年10月24日 大村 芳昭

理由書の構成

1. 忌避理由の要点(第2・1)
2. 忌避申立までの経緯(第2・2)
3. 裁判の公正を妨げるべき事情(第2・3～4)
 - (1) 裁判官の交代
 - (2) 証人申請の却下
4. 最後に(第3)

1. 忌避理由の 要点

第1: 合理的理由を推測し難い担当裁判官の変更(変更回数多、旧担当者が依然として東京地裁に在籍)⇒直接主義に反する

第2: 弁論更新手続前の証人不採用予告⇒弁論更新前から予断を持っていたに違いない

第3: 審理に必要な証人尋問申出の全部却下⇒上記第1・第2から推測される予断を抱いた偏頗な態度

以上の通り、3裁判官には裁判の公正を妨げるべき事情が存在することが明白。

2. 忌避申立ま での経緯

- 2.22進行協議での合議体構成変更可能性の示唆と証人採否協議の先延ばし
- 4.16進行協議前の事前面接の拒否
- 4.16進行協議での証人尋問への消極的意見と左陪席交代予定の告知
- 511口頭弁論での裁判官交代告知と弁論更新
- 720口頭弁論での証人申請却下

3. 裁判の公正 を妨げるべき 事情その1

(1-3) 裁判の公正と裁判官の独立

- 忌避制度の趣旨：公平適正な裁判を受ける権利の実質的保障
- 要件：裁判の公正を妨げる事情（民訴24）
- 判断基準⇒東京高裁昭53.7.25決定参照。
- 裁判官の独立（憲76Ⅲ）が合理的に疑われる外形的事実があれば上の事情ありと認めるべし。
- 裁判事務の分配に関する裁量の限界
- ⇒分配の変更には合理的な理由が必要

3. 裁判の公正 を妨げるべき 事情その2

(4) 直接主義(民訴249)

- 同一部に属する裁判官を担当から外すのは直接主義の無視であり許容されない、特に証拠調べ途中での裁判官交替は厳禁すべし
- 司法の国民的基盤確立のための司法制度改革の趣旨を没却
- 客観的に合理性のない分配変更は直接主義に反し裁判官の独立を害する

3. 裁判の公正 を妨げるべき 事情その3

(5) 本件への当てはめ

- 担当裁判官の恣意的変更(1年10か月間に裁判長3人目、右陪席4人目、左陪席2人目、旧担当者3名は東京地裁、うち1名は本件担当部に在籍⇒本件担当をはずれるべき(合理的)理由なし)
- 弁論更新手続を経る前に証人不採用を予告・弁論期日に証人申請をすべて却下⇒専門的知見・経験を持ち審理に不可欠な証人を予断に基づき却下したもの⇒直接主義違反
- 結論: 裁判の公正を妨げる事情あり

4. 最後に

- 裁判官の独立をめぐる沿革(1946憲法改正、1969平賀書簡事件&青法協所属裁判官への脱退勧告、1971宮本裁判官再任拒否事件&我妻講演)⇒我妻の言葉(裁判官の政治密着は憲法を歪め蔑ろにする)に耳を傾けるべし
- 政治部門との対峙の必要性(合理的理由のない合議体構成変更への批判)⇒政治部門と真剣に対峙しようとするしない裁判所には「公平な裁判」は期待できない

(完)